

管理組合総合保険 積立管理組合総合保険

(すまいの総合保険)

マンション管理組合の皆様へ



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保

2010年8月 改定



安心とゆとりのマ

充実補償の「管理組合総合保険」

マンション共用部分にかかわるさまざまな損害はもちろん、
マンションライフに伴う居住者の皆様のさまざまな賠償責任まで補償。
修繕積立金の運用に活用できる『積立型』もご用意しております。

管理組合の皆様のニーズにお応えします。

資産保全のために



充実した補償で、共用部分を守ります。

快適なマンション
ライフのために



マンションライフに伴う居住者の皆様および
管理組合の賠償責任・費用を補償します。

修繕積立金の運用の
ために



『積立型』もご用意。計画的に修繕費用が
積み立てられます。

マンションライフに伴う賠償責任・費用を補償します。(オプション)

①管理組合の賠償責任

マンション管理組合が、共用部分の使用・
管理に起因する偶然な事故により、法律
上の損害賠償責任を負担される場合に補
償します。



*マンションの外壁の一部が落下し、通行人に
ケガをさせた。

②居住者の賠償責任

居住者などが、専有部分の所有・使用・管
理に起因する偶然な事故または日常生活
に起因する偶然な事故により、法律上の
損害賠償責任を負担される場合に補償し
ます。



*居住者が専有部分の水道を閉め忘れ、階下の
戸室の天井、壁、家財を汚損した。

③マンション来訪者の見舞費用

共用部分にて来訪者がケガをされ、亡くな
られたり、後遺障害が生じたりしたときま
たは入院された場合に管理組合や居住者が
支払った弔慰金・入院見舞金などの費用を
補償します。

賠償事故の示談交渉サービス

賠償責任を補償する特約をセットされ
た場合、左記「②居住者の賠償責任」
に関する事故について日本興亜損保が
示談交渉をお引き受けし、事故の解決
にあたる「示談交渉サービス」がご利
用いただけます。

(※) 示談交渉サービスのご提供にあたって
は、被保険者および被害者の方の同意
が必要となります。

※上記「②居住者の賠償責任」はマンションの建物新築年月に応じた保険料体系となっております。補償をセットされる場合はご契約時にマンションの建物新築年月をお申し出ください。

マンションライフに。

(お支払いする保険金の主な内容、保険金をお支払いできない主な場合は後記をご覧ください。)

充実した補償で、共用部分をお守りします。

●共用部分を一括補償！

次の共用部分を自動的に補償。保険のご契約もれの心配がありません。

- | | |
|---|--|
| ① マンション本体の共用部分
(玄関ホール、階段など) | フェンス、掲示板、駐車場、
自転車置き場など |
| ② マンション本体に直接付属
する共用設備(エレベーター
設備、電気設備、給排水衛
生設備など) | ④ 管理規約により共用部分と
なる部分(管理員室、管理
用倉庫、集会室など) |
| ③ マンション本体に直接付属し
ない共用の付属設備(塀、 | ⑤ 上記各部分にある置または建
具など |

※オプションにより、集会室の机・いすなど、区分所有者の共有動産を保険の対象に含めることもできます。

●お支払いは修理費ベース。

実際にかかった修理費・再築費用をもとに保険金をお支払いします。(ご契約金額(保険金額)限度となります。)

※ご契約金額は再調達価額(新価)に基づきお決めください。

●何度でも保険金をお支払いします。

1回の事故によりご契約金額(または再調達価額(新価)のいずれか低い額)の全額をお支払いしない限り、保険金は何度でもお支払いします。

●共用部分のさまざまな損害を補償！

火災・落雷・ 破裂・爆発



火災などによって共用部分に損害が生じた。

風・雹・雪災

(損害額が20万円以上の場合)^(※1)



大雪によって共用部分に損害が生じた。

外部からの物体の 衝突



1階に車両が飛び込み、ロビーのガラスが割れた。

給排水設備の事故 などによる水濡れ^(※2)



偶然な事故により漏水し、共用部分が水濡れ損害にあった。

ドアロック交換 費用



日本国内においてマンション入口のドアの鍵、または各戸室のドアのスペアキーが盗まれてしまったとき、管理組合が負担するドアロック(錠)交換のための費用を補償します。

盗難



泥棒に入られた際、共用部分の窓ガラスをこわされた。

水災^(※2)

床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った場合または損害割合30%以上の場合



集中豪雨により、近くの川が氾濫して共用部分に水害があった。

偶然な事故による 破損など^(※2)



管理組合の行事に従事中、玄関ホールのドアをこわしてしまった。

建物付属機械設備 の電氣的・機械的 事故^(※2)



配電盤がショートして破損した。



水濡れ原因調査 費用

オプション



建物に生じた水濡れ事故の原因調査のための費用をお支払いします。

(※1) ご希望により損害額が20万円未満の場合もお支払いの対象とすることができます。

(※2) ご希望により補償をセッしないことができます。

その他、次の費用保険金・損害防止費用もお支払いします。

- 臨時費用保険金^(※3)(★) ●残存物取片づけ費用保険金(★) ●失火見舞費用保険金^(※3) ●地震火災費用保険金^(※3)
- 修理付帯費用保険金(★) ●特別費用保険金(★) ●損害防止費用

(※3) ご希望により補償をセッしないことができます。

(注) 損害付帯諸費用補償特約をセッされた場合、上記(★)を付した費用保険金の代わりに「損害付帯諸費用保険金」をお支払いします。

『積立型』もご用意。計画的に修繕費用が積み立てられます。

満期時には、ご契約プランに応じた満期返れい金をお支払いします。

ご契約期間（保険期間）は複数ご用意していますので、マンションの修繕計画に合わせてご設定いただけます。計画的な修繕積立金の運用手段としてご利用ください。（急な修繕など満期前に資金が必要になった場合には、日本興亜損保が一定の範囲内でご利用する契約者貸付制度もございます。）

＜積立型固有のご注意事項＞

- お預かりした保険料を日本興亜損保が運用した結果、予定利回りを超えた場合には満期返れい金に加え契約者配当金をお支払いします。
*積立部分の保険料の運用利回りが予定利回りを超えなかった場合は、契約者配当金はお支払いしません。
- *ご契約期間の中途においてご契約が終了、失効（保険契約の効力を失うこと）または解除となり、ご契約期間が満了しなかった場合には、契約者配当金はお支払いしません。
- 管理組合がお受取りになる満期返れい金と契約者配当金は、原則として課税されません。（2010年4月現在）
- 月払契約の場合、満期日近くの保険料のお払込み（口座振替の場合は口座引落し）は満期返れい金お支払手続きの關係上、満期返れい金からの差引きによるお払込みにかえさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ご契約期間の途中で解約されますと、解約返れい金は多くの場合、お払込保険料より少ない金額になります。

- 保険料のお払込方法が年払・半年払・月払の契約において、保険料のお払込みがない場合には、失効・解約返れい金の範囲内でお立替え（振替貸付）をします。この場合、お立替金額に対して利息をいただきます。
- 契約者貸付制度については、ご契約期間の初日から2か月未満（一時払は1か月未満）の場合、満期日まで4か月未満の場合、または質権が設定されている場合など、ご利用いただけない場合があります。また、貸付金額は5万円以上で契約貸付請求書に記載の範囲内の額とさせていただきます。
- 損害保険金のお支払額が、1回の事故でご契約金額（ただし、ご契約金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。）の100%の額となった場合は、損害発生時点でご契約は終了し、満期返れい金および契約者配当金はお支払いできません。また、保険料のお払込方法を一時払（全期前納を含みます。）とするご契約を除き、お払い込みいただいた保険料に対する返れい金もお支払いできません。（保険料のお払込方法を一時払（全期前納を含みます。）とするご契約については、ご契約の終了した日の属する契約年度の翌契約年度以降の保険料に対する返れい金をお支払いします。）

地震保険のおすすめ

地震保険をご契約いただくことにより、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。

Q 火災保険だけでは、地震等による火災損害は補償されないのですか？

A はい。地震保険をご契約いただかない場合、地震等による火災損害だけでなく、火災の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害も補償されません。ただし、地震等による火災によって建物が半焼以上となった場合に限り、地震火災費用保険金（ご契約金額（保険金額）の5%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円限度）をお支払いします。（地震火災費用保険金不担保特約をセットされた場合はお支払いの対象となりません。）

※詳細は「地震保険」パンフレットをご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。



地震保険のご契約金額の設定方法

- 地震保険のご契約金額は、住居1世帯ごとに下記算式にて算出した額の合計額でご設定ください。
$$\text{各世帯の共有持分の地震保険ご契約金額} = (\text{積立}) \text{管理組合総合保険 (主契約) のご契約金額} \times \text{各世帯の共有持分割合} \times 30\% \sim 50\%$$
- 住居1世帯ごとの限度額は専有部分の地震保険ご契約金額と合計で5,000万円となります。

地震保険には、建物の建築年月、免震・耐震性能に応じた割引制度がございます。割引適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要になります。（確認資料をご提出いただけない場合は、割引適用ができませんのでご注意ください。）

すまいの安心サービス

●●● この保険をご契約いただいた皆様のためのうれしい無料電話相談サービス!

1. OQ修理サービス…鍵あけ・水回りのトラブルでお困りの際、24時間・年中無休体制で専門業者を手配いたします。作業費用などの実費はおお客様のご負担となります。ただし、応急修理^(※)の費用（出張費用・作業費用）に限り無料となります。（修理業者などをご手配いただく前に「すまいの安心サービス」へご連絡いただくことが条件となります。）

(※) 住居用ドアの鍵あけ、トイレのつまり除去などの30分程度の軽作業をいいます（それ以外の場合の費用は有料となりますのでご注意ください。）。また、無料でサービスをご利用いただけるのは1戸室あたり1年につき1回に限りです。詳細は「安心ガイド（ご契約のしおり）」をご覧ください。

2. 防犯機能アップ応援サービス…すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。

(注1) 上記のサービスは2010年4月現在のもので、一部のサービスについては、地域によってご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合またはご利用を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(注2) 上記サービスのうち「OQ修理サービス」「防犯機能アップ応援サービス」「住宅相談サービス」「法律相談サービス」「税務相談サービス」は株式会社プレステージ・インターナショナルに、「健康・医療相談サービス」「介護関連相談サービス」は明治安田システム・テクノロジー株式会社にサービスの運営実施を委託しています。

(注3) 受付時間などサービスの詳細は「安心ガイド（ご契約のしおり）」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

3. 住宅相談サービス…すまいの維持管理、リフォームなどすまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。

4. 法律相談サービス…さまざまな法律相談に対して、弁護士が適切なアドバイスを電話で行います。

5. 税務相談サービス…税務全般のご相談に対して、税理士が適切なアドバイスをを行います。

6. 健康・医療相談サービス…健康・医療全般のご相談に対して24時間・年中無休体制で電話でお応えします。

7. 介護関連相談サービス…介護全般のご相談に対して電話でお応えします。



割引制度について

（積立）管理組合総合保険では、ご契約の保険料に次の割引を適用できる場合がございます。割引適用にあたっては所定の方法により確認させていただきますので、詳細は取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

割引名称	適用条件の概要
消火設備割引 (併用住宅に限り適用できます。)	自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備などの消火設備を設置し、所定の条件（昼夜を問わず監視する者がいるなど）を満たしている場合

お支払いする保険金の主な内容

次の偶然な事故により保険証券記載の建物の共用部分※1に損害が生じた場合、その再調達価額（新価）※2に基づき算定した損害額を損害保険金としてお支払いします。（ご契約金額（保険金額）が限度）

①火災②破裂・爆発③落雷④風・雹・雪災（損害額が20万円以上となった場合）⑤建物外部からの物体の飛来・衝突など⑥給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ⑦騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為など⑧盗難⑨台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れなどの水災（損害割合が30%以上の場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った場合）⑩①から⑨まで以外の偶然な事故（1事故につき自己負担額1万円※3）

（注）●④は風・雹・雪災の定額免責設定特約をセットされた場合、損害額が20万円未満のときもお支払いの対象となります。

- ⑥は水濡れ損害不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
- ⑨は水災不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
- ⑩は建物危険限定補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。

※1：共用部分とは次のものをいいます。

①マンション本体の共用部分（玄関ホール、階段など）②マンション本体に直接付属する共用設備（エレベーター設備、電気設備、給排水衛生設備など）③マンション本体に直接付属しない共用の付属設備（塀、フェンス、掲示板、駐車場、自転車置場など）④管理規約により共用部分となる部分（管理員室、管理用倉庫、集会室など）

* マンション共有動産補償特約をセットされた場合、区分所有者の共有動産（集会室の机・イスなど）が保険の対象に含まれます。

※2：再調達価額（新価）とは、同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築するのに要する額（修理可能な場合は再築費用と修理代金のいずれか低い額）をいいます。

※3：保険証券にこれと異なる金額が表示されている場合にはその金額となります。

損害保険金

財産の補償（共用部分に対する補償）

建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約の保険金	電気的・機械的的事故によって建物付属機械設備などに生じた損害について損害保険金をお支払いします。（1事故につき自己負担額1万円※4） （注）建物付属機械設備等電気的・機械的的事故補償特約をセットされない場合、お支払いの対象となりません。 ※4：保険証券にこれと異なる金額が表示されている場合にはその金額となります。
臨時費用保険金	上記①から⑦までの事故により損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。（各世帯に対し、損害保険金の30%※5相当額×各世帯の共有持分割合の額。ただし、1事故につき1世帯あたり100万円限度） （注）臨時費用保険金不担保特約または損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。 ※5：保険証券にこれと異なる支払割合が表示されている場合にはその支払割合となります。
残存物取片づけ費用保険金	上記①から⑦までの事故の際、残存物の取片づけに必要な費用（実費）をお支払いします。（上記①から⑦までの損害保険金の10%相当額限度） （注）損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
失火見舞費用保険金	保険証券記載の建物の共用部分から発生した上記①、②の事故で、第三者の建物などに損害を与えた場合（煙損害または臭気付着の損害を除きます。）の見舞金の費用をお支払いします。（1被災世帯あたり50万円。ただし、1事故につきご契約金額の20%相当額限度） （注）失火見舞費用保険金不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
地震火災費用保険金	地震等を原因とする火災により建物（共有部分）が半焼以上となった場合にお支払いします。（ご契約金額の5%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円限度） （注）地震火災費用保険金不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
修理付帯費用保険金	上記①から⑩までの事故の際に生じる原因調査費用（実費）や仮修理の費用（実費）などをお支払いします。（居住専用建物の場合：1事故につき1敷地内ごとにご契約金額×10%または100万円のいずれか低い額が限度。それ以外の建物の場合：1事故につき1敷地内ごとにご契約金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度） （注）損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
ドアロック交換費用保険金	日本国内において管理組合が所有または管理する保険証券記載の建物のドアの鍵が盗まれた場合、ドアロック（錠）の交換に必要な費用（実費）をお支払いします。（1事故につき合計200万円限度。ただし、1つのドアロック（錠）あたり3万円限度）
特別費用保険金	ご契約金額と同額の損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。（損害保険金の10%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに200万円限度） （注）損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
水濡れ原因調査費用保険金（特約をセットされた場合のみ）	共用部分に生じた水濡れ事故の原因調査のための費用（実費）をお支払いします。（1事故かつ同一契約年度につき100万円限度） ただし、共用部分に損害が生じ、修理付帯費用保険金をお支払いする場合、お支払いの対象となりません。
損害付帯諸費用保険金（特約をセオされた場合のみ）	上記①から⑦までの事故により損害保険金をお支払いする場合に、「臨時費用保険金」「残存物取片づけ費用保険金」「修理付帯費用保険金」「特別費用保険金」の代わりにお支払いします。（上記①から⑦までの損害保険金の30%※6相当額。居住専用建物の場合：1事故につき1敷地内ごとに300万円※6限度。それ以外の建物の場合：1事故につき1敷地内ごとに500万円※6限度） ※6：保険証券にこれと異なる支払割合・限度額が表示されている場合にはその支払割合・限度額となります。
損害防止費用	上記①から⑩までの事故で、消火活動のために支出した必要または有益な費用（実費）をお支払いします。

地震保険

～地震保険をご契約の場合に限りです。～
地震等を原因とする火災・損壊・埋没または流失によって、ご契約の建物の共用部分に損害が生じた場合、損害の程度により右記の金額をお支払いします。

損害の程度	保険金のお支払額
全損のとき	地震保険ご契約金額の100%（時価が限度）
半損のとき	地震保険ご契約金額の50%（時価の50%が限度）
一部損のとき	地震保険ご契約金額の5%（時価の5%が限度）

マンション用賠償責任補償特約

<賠償責任保険金>

次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより、被保険者※7が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金※8をお支払いします（1事故につき保険証券記載の支払限度額が限度）。また、訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。

- (a) マンション共用部分の所有、使用、管理に起因する偶然な事故
- (b) 居住用戸室※9の所有、使用、管理に起因する偶然な事故※10
- (c) 右表③の方の日常生活にかかわる偶然な事故（海外での事故を含みます。）※10

※7：「被保険者」とは、上記(a)から(c)までの事故ごとに右表の方をいいます。

※8：賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。

※9：居住用戸室の一部または全部が事務所として使用される戸室も含みます。

※10：共用部分の賠償責任のみ補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。

<来訪者傷害見舞費用保険金>

来訪中の他人がマンション共用部分における偶然な事故によってケガをされ、亡くなられたり、後遺障害が生じたりしたときまたは入院されたことに対し、被保険者※11が日本興亜損保の同意を得て慣習として支払った弔慰金、入院見舞金などの費用をお支払いします。（死亡見舞費用：1名につき20万円限度。後遺障害見舞費用：後遺障害により、1名につき最大20万円限度、かつ、死亡見舞費用と合計で20万円限度。入院見舞費用：入院日数により、1名につき最大10万円限度。1事故につき合計50万円限度）

※11：「被保険者」は、管理組合、区分所有者、居住者となります。

事故の種類	被保険者
左記(a)	①マンション管理組合 ②マンション共用部分の区分所有者
左記(b) 左記(c)	③居住用戸室に居住している方（居住者）、居住者の配偶者、居住者の配偶者の方と生計を共にする同居のご親族、居住者またはその配偶者の方と生計を共にする別居の未婚のお子様（婚姻歴のない方） ④居住用戸室を所有、使用または管理している方で、居住用戸室に居住していない方 ⑤居住者の親権者またはその他の法定の監督義務者

保険金をお支払いできない主な場合

財産の補償 (共用部分に対する補償)

- 故意、重大な過失、法令違反
- 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動、核燃料物質による損害
- 地震等による損害 (ただし、地震火災費用保険金はお支払いします。)
- 差押え、没収などの公権力の行使
- 欠陥、自然の消耗・劣化、さび・かび・腐食その他類似の事由、虫食い
- 加工・修理または調整中の作業上の過失・技術の拙劣
- すり傷、掻き傷、塗料のはがれなどの外観の損傷で、機能に直接影響のない損害
- 詐欺・横領
- 土地の沈下・隆起などによって生じた損害
- 風・雨・雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入による損害

- <電気的・機械的事故の保険の対象とならない機械設備など>
- ベルト、ワイヤロープ (エレベーターのワイヤロープは保険の対象となります。)、管球類
 - 切削工具、刃、金型
 - 潤滑油、操作油その他運転のための資材
 - フィルタエレメント、電熱体
 - コンクリート製、ゴム製、布製の機器または器具
 - 消火剤、薬液、レンガ
 - ボイラ
 - 基礎、炉壁または予備用の部品

- <マンション共有動産補償特約(オプション)の保険の対象とならない共有動産>
- 自動車 (自動三輪車および自動二輪車を含みますが、原動機付自転車は保険の対象となります。)、船舶 (ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)
 - 通貨・小切手、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券など (鉄道・バス・船舶・航空機などの乗車船券・航空券 (定期券を含みます。)、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。)
 - 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - 動物、植物などの生物
 - テープ、カード、ディスク、ドラムなどのコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータ類
 - 商品およびこれに類する物
 - 貴金属、宝石、美術品などで、1個または1組の価額が30万円を超える物

地震保険

- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- (注) 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減されることがあります。

(2010年4月現在)

マンション用賠償責任補償特約

- <賠償責任・来訪者傷害見舞費用保険金共通>
- 故意による事故
 - 戦争、暴動などの事変や核燃料物質の有害な特性による事故
 - 地震等による事故
- <賠償責任保険金(前頁(a))>
- 同居のご親族に対する賠償責任
 - 屋根、扉、窓、通風筒などから入る雨または雪などによる財物の損壊に起因する事故
 - 共用部分の修理、改造、取りこわしなどの工事に起因する事故
 - 航空機、自動車または共用部分外における船舶・車両 (主たる原動力が人力であるもの、原動機付身体障害者用車いすなどを除きます。)
- <賠償責任保険金(前頁(b)(c))>
- 同居のご親族に対する賠償責任
 - 被保険者の職務遂行に直接起因する事故
 - 借用財物の損壊などによる賠償責任
 - 航空機、船舶・車両 (主たる原動力が人力であるもの、原動機付身体障害者用車いすなどを除きます。)
- <来訪者傷害見舞費用保険金>
- 来訪者の犯罪行為・闘争行為によるケガ
 - 被保険者の職務遂行に直接起因するケガ
 - 被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因するケガ
 - 航空機、船舶・車両 (主たる原動力が人力であるもの、原動機付身体障害者用車いすなどを除きます。)

(積立) 管理組合総合保険の保険料について

- (積立) 管理組合総合保険の保険料は、建物の所在地、用途・用法、構造 (柱の材質) または耐火性能などによって異なります。
(注1) 法令上の耐火建築物・準耐火建築物に該当する場合または省令準耐火建築物に該当する場合にはお申し出ください。
(注2) 他社の火災保険契約からお切替えの場合にはお申し出ください。
- (積立) 管理組合総合保険の保険料は、ご契約期間 (保険期間) の初日に適用される料率・割引制度などにより決定されます。したがって、ご契約期間の初日以降に、(積立) 管理組合総合保険について料率改定や割引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約済みの保険料は変更しません。また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。
(注) 地震保険を自動的に継続する方式で (積立) 管理組合総合保険のご契約期間と合わせてご契約いただく場合、地震保険について料率改定などを行ったときは、自動継続時に地震保険の保険料を変更します。

保険金お支払い後のご契約について

損害保険金のお支払額が1回の事故でのご契約金額 (ご契約金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。) の100%の額となった場合 (この場合、保険契約は損害発生時点で終了します。) を除き、保険金のお支払いが何回あってもご契約金額は満期日まで減額されません。

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。
万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
・取扱代理店 ・最寄りの日本興亜損保 【日本興亜損保の受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)]
※ご連絡先の電話番号はご契約後にお送りする保険証券に記載しています。
- 「休日事故現場急行サービス」がご利用いただけます。
休日の火災または水害により、マンション共有部分に損害が生じた場合に、すぐに駆けつけて、初期対応 (保険金支払いまでの流れや補償対象となる損害についての説明など) や損害調査を実施します。
・休日事故現場急行サービス [0120-258-110 (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)] [サービス提供時間: 土日、祝日、12/31~1/3の9:00~17:00]
- 必ず事前にご相談ください。
賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。
- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。

- このパンフレットは「管理組合総合保険」および「積立管理組合総合保険」の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は「安心ガイド (ご契約のしおり)」をご用意しておりますので取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。
- ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力くださるようお願いいたします。
- ご契約の手続きその他不明な点については取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。
- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。
- 保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保にお問い合わせください。
- 保険証券は大切に保管してください。なお、積立型の場合は、満期返れい金をお支払いする際にご提出いただく必要があります。
- 「管理組合総合保険」、「積立管理組合総合保険」はすまいの総合保険のペットネームです。

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
お客様サポート室 0120-919-498
受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)
ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>